

事 務 連 絡
令 和 3 年 3 月 31 日

各港港湾管理者 様

関東地方整備局
港湾空港部 港湾管理課長

海岸法に関する申請手続のオンライン化に向けた取組について

令和2年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」及び令和2年12月に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」を踏まえ、海岸法（昭和31年法律第101号）に関する申請手続につきまして、下記のとおり、電子メールによる提出も受け付けることといたします。

手続書類をメールにより提出される場合は、下記の提出先メールアドレス宛に提出いただきますようお願いいたします。

記

1. 対象となる手続

海岸法の許認可等に係る申請手続き（事前に状況を把握するため、任意に提出を依頼している書面を含む）。

2. 提出先

関東地方整備局 港湾空港部 港湾管理課

メールアドレス pa.ktr-kantou-kouwankanri@gxb.mlit.go.jp

3. 開始時期

令和3年4月1日